

第1章 基本計画改定に当たって

1 計画改定の趣旨

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

このため、平成13年4月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）が制定され、保護命令制度や都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等の取組が始まりました。

その後、平成16年12月の改正法施行を経て、平成19年7月には、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を更に推進するため、保護命令制度の拡充や市町村についての規定の強化などを柱とした改正法が成立し、平成20年1月に施行されました。

本県では、平成17年12月に、平成18年度から3年間を計画期間とする「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策を総合的に実施してきました。

この度、現行計画の計画期間が終了するに当たり、法改正及び都道府県基本計画の指針である国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の趣旨に則り、本県における配偶者からの暴力防止、被害者保護などの基本理念や基本目標をはじめ、今後必要な取組等を明らかにした、第2次基本計画を策定するものです。

2 計画の性格

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有しています。

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく法定計画であり、県は、この計画に沿って、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策を総合的に実施します。

この計画は、基本的には県が主体となる施策を中心に記述していますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護は、県のみならず、市町村や地域、関係機関、関係団体などが相互に連携し、力を合わせることによって進められるものであることから、市町村や関係機関、関係団体などにおいても、計画の趣旨を踏まえ、県と連携した積極的な取組が行われることを期待するものです。

また、県民に対しては、この計画の趣旨に沿った取組に理解と協力を求めて行きます。

3 計画期間

計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中に法改正や国の基本方針の見直しが行われた場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合など、状況の変化等を勘案し、必要に応じて見直すこととします。